

奈良県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 寺口北花内線
- 三 道路の区域

2 5 4			路線番号
後	前		区間
B	B	A	区域変更の前後別
二七・〇	一一・五	七・五	敷地の幅員メートル
六八五・〇		六九七・七	延長メートル
			備考

葛城市大字北花内四五番
葛城市大字北花内一〇九
葛城市大字北花内八七番
から
葛城市大字南花内八七番
一まで
八まで